

浜田市男女共同参画推進計画（第4次）

【令和4年度～令和9年度】

～ 性別にとらわれることなく
誰もが自分らしく生活できる社会を目指して ～

令和4（2022）年3月

浜 田 市

～ 性別にとらわれることなく

誰もが自分らしく生活できる社会を目指して ～

『 性別にとらわれない「誰もが」を大切にする浜田市でありたい 』

生まれた時の体による性別は、「男性」と「女性」です。生物学的にも違いがあることは否定できません。

「男性」「女性」という二つの言葉では自分自身のことを表現できない、その言葉に当てはめられることに違和感や苦しさを感じている方がおられる、これらの方へ心を配りたいという思いが根底にありました。

そこで、この計画では、男女の表記に関し、可能な限り「男性」、「女性」、「これらの言葉では表現できない人」全てを、「誰もが」と表現することといたしました。

「男性」「女性」の「性差の違いを正しく知ること」、「性差の違いを正しく理解すること」が、「男性」も「女性」も「これらの言葉で表現できない人」も全てを、性別にとらわれない、一人一人を尊重する「誰もが」とするまちづくりには不可欠です。

また、未だ根強く残る性別による固定的な役割分担や固定的な概念、性別による不平等さを解消していくためには、あえてどちらかの性別に対する取組を進めることも必要です。

「浜田市男女共同参画推進計画（第4次）」では、「性差を正しく知り、正しく理解すること」、「性別による固定概念や不平等さが解消されていくこと」、これらを目指して歩むことで、真に「誰もが」と言えるまちづくりとなると考えます。

「あなたも」「わたしも」「誰もが」、それぞれを尊重し、認め合い、共に心地よく生きることができる「浜田市」を、そして、「性別にとらわれることなく、誰もが自分らしく生活できる社会を」目指していきます。

目 次

第1部 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の基本的な考え方	3
3	国・県の計画策定の概要	6
4	市民の意識・実態調査から ～基本目標に関わる主な内容～	10

第2部 計画の内容

1	計画の施策体系	20
2	基本目標	23
	基本目標Ⅰ 男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	24
	基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	34
	基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	42

第3部 計画の推進

1	推進体制	47
2	全庁的な推進	48
3	市民・地域・学校・事業者・団体等との連携	48
4	国・県等との連携	48
5	数値目標の設定	49
6	計画の進捗管理	52

資料編

1	国・県・浜田市の主な取組	54
2	推進委員会	58
3	関係法令	
	男女共同参画社会基本法	61
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	67
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	79
	島根県男女共同参画推進条例	92
	浜田市男女共同参画推進条例	98
4	用語解説	102

第1部 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の基本的な考え方
- 3 国・県の計画策定の概要
- 4 市民の意識・実態調査から ～基本目標に関わる主な内容～

1 計画策定の背景と趣旨

男性も女性も、互いにその人権を尊重し、ともに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、「男女共同参画社会基本法」が平成 11（1999）年に制定されました。

本市は、この法律の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、平成 17（2005）年に「浜田市男女共同参画推進条例」を制定しました。

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を形成するうえで、国、地方公共団体、国民が果たす責務について基本となる考えが示されており、地方公共団体については、「基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する」と明記されています。

これにより、本市では、平成 19（2007）年に、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえた「浜田市男女共同参画推進計画」を策定し、その後、平成 23（2011）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を取り入れた「浜田市男女共同参画推進計画（第 2 次）—浜田市DV対策基本計画—」を策定、更に平成 28（2016）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」も取り入れた「浜田市男女共同参画推進計画（第 3 次）—浜田市DV対策基本計画—」を策定するなど、国、県に沿った取組を順次進めてまいりました。

その結果、男女共同参画への理解は少しずつ浸透し、様々な分野で活躍する女性の姿が見られるようになってきましたが、その一方で、家庭や地域において意思決定や方針決定過程への女性の参画は男性に比べて少なく、家事、育児、介護など家庭における担い手は依然として女性に偏ったままです。

また、男女間における平等感も男性優位と感じる割合が高く、固定的な役割分担や無意識のうちに生じている性別による思い込みも、未だ存在している状況です。

加えて、配偶者からの暴力に関する相談件数は増加傾向にあり、暴力など様々な困難を抱えている人々への対応も急務となっています。

この他にも、男女共同参画の視点での仕事と生活の調和、生活上の困難を抱えている人への支援、防災への取組等、様々な課題が残っています。

このような状況を背景に、国、県の動きや社会情勢、そして、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き男女共同参画社会の実現を目指し、この度「浜田市男女共同参画推進計画（第 4 次）」を策定することとしました。

2 計画の基本的な考え方

「浜田市男女共同参画推進計画（第4次）」は、次のような基本的な考え方に基づき策定し、本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付け、市が実施する施策の基本的な方向と具体策を示すものです。

（1）計画の性格

○ 男女共同参画計画としての位置付け

この計画は「男女共同参画社会基本法」（参照：用語解説）第14条及び「浜田市男女共同参画推進条例」第10条に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものです。

○ 法令及び関連計画との整合性

この計画は「男女共同参画社会基本法」、国の「男女共同参画基本計画」及び「島根県男女共同参画計画」を踏まえ、「浜田市総合振興計画」を上位計画とし、同計画との整合性を図りながら、市民から寄せられた意見を反映して策定するものです。

○ 浜田市DV対策基本計画としての位置付け

この計画の基本目標Ⅰ－重点目標1の「男女間における暴力の根絶」に関連する部分は、本市における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示すものとして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する基本計画として位置付けるものです。

○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画としての位置付け

この計画の基本目標Ⅱの「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」に関連する部分は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けるものです。

（2）計画の期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和9（2027）年度までの6年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応する場合には、状況に応じて見直しを行います。

（3）計画の基本理念

本計画では、男女共同参画社会基本法と浜田市男女共同参画推進条例第3条に

規定する基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

I 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること、その他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

II 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

III 施策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として市又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

IV 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。

V 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関連

平成 27（2015）年に、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」において、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した取組を進めることが唱われました。

SDGs（参照：用語解説）のゴール5「ジェンダー（参照：用語解説）平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を始め、本計画に関わる幅広いゴールを国際社会の一員として意識していきます。

まず、本計画の基本理念 I～IVを目指し、この計画に挙げたそれぞれの基本目標が達成できて初めて、国際的な視点で男女共同参画を進めていくステージに立

てたと捉え、国際協調の理念に基づき、このSDGsの目標に近づけるよう各取組を進めていきます。

(5) 多様性を認める計画

本市が目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、多様性を認め合い、互いを尊重する社会が基盤になります。

本市は「多様性を認める」ということを、性別や性自認・性的指向をはじめ、年齢、国籍、出身、障がいの有無にとらわれないことに併せ、働き方や、家事・育児・介護等への関わり方等、あらゆる分野、あらゆる場面において、それぞれの在り方や選択を認め尊重することと捉えています。

多様性を認められないことによって、一人一人の尊厳や、可能性、意欲、ひいては生き方を否定されることがないように、十分に配慮します。

(6) 男女に関する表記について

この計画では、男女共同参画社会に対し目指すべき姿を示すことには、「誰もが」と表記し、男女の性差による取組、性別による不平等さを解消するための取組に関することには「男女」又は「男性」「女性」と表記することとします。

3 国・県の計画策定の概要

(1) 国の動き：第5次男女共同参画基本計画の概要

国は第5次男女共同参画基本計画を令和2(2020)年12月に策定し、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図るため、次の4つを目指すべき社会としました。

<目指すべき社会>

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

そして、これらの目指すべき社会に対し、社会情勢の現状と課題を、次のように挙げています。

<現状と課題>

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

さらに、これからの男女共同参画に関わる課題を、「社会全体にとって」と「個人にとって」の2つに要約しています。

「社会全体にとって」

『持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画』

「個人にとって」

『性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備』

これらの男女共同参画基本計画の目指すべき社会と社会情勢の現状と課題を踏まえ、国の第5次計画は、3つの政策と重点的に取り組む11の個別分野を設けています。

〈3つの政策〉

- 政策Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大
- 政策Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現
- 政策Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

〈11の重点的に取り組む分野〉

- 政策Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大
 - 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
 - 第3分野 地域における男女共同参画の推進
 - 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 政策Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現
 - 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
 - 第7分野 生涯を通じた健康支援
 - 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 政策Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
 - 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
 - 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

これらの政策と具体的な取組によって、男女共同参画社会の実現と、新しい令和の時代を切り拓く新しい日常の基盤となることを目指しています。

(内閣府第5次男女共同参画基本計画より)

(2) 県の動き：第4次島根県男女共同参画計画の概要

県は、平成28(2016)年に策定した「第3次島根県男女共同参画計画」において、男女が共に充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランス(参照：用語解説)のさらなる推進や、「女性活躍推進法」を踏まえ、女性が男性とともに個性や能力を発揮し、あらゆる場面でいきいきと活躍できる環境の整備などを施策の

柱とし、様々な取組を進めてきました。

この計画が掲げる姿を継承しつつ、新しい視点や施策の方向性を踏まえ、令和4年（2022）年3月に策定する第4次島根県男女共同参画計画においては、県が目指す社会を次のとおりとしています。

〈県が目指す男女共同参画社会〉

すべての女性が 自分らしくきらめく島根
～認め合い 高め合い ベストバランスで暮らす新たな時代へ～
多様な価値観を認め合い、性別に関わりなく誰もが、仕事と生活など
それぞれの最適バランスで、自分らしくいきいきと暮らし続けられる島根

〔家庭では〕

家事、育児、介護などを家族みんなで協力し合いながら、笑顔で暮らしています。

〔地域では〕

誰もが地域活動やボランティア活動などに積極的に参加し、お互いが支え合いながら、安心して暮らしています。

〔職場では〕

働きやすい職場環境が整備され、一人ひとりが個性や能力をしっかりと発揮しながら、いきいきと働いています。

〔学校では〕

お互いの個性を認め合う、心豊かな子どもたちが育っています。

そして、これらの目指すべき社会に対し、現状と課題を、次のように挙げています。

〈現状と課題〉

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大による女性の生活への負の影響と、社会変化を踏まえた弾力的な対応
- (2) 人口減少、少子高齢化、若年女性の都会地への流出等の課題解決に向けた、女性が活躍できる環境の整備や女性の活躍への意識改革
- (3) 政治、行政、民間企業や地域における政策・方針決定過程への女性の低い参画割合
- (4) 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）
- (5) 防災に関する女性の参画拡大と避難所の運営における女性の参画推進
- (6) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者の人権回復
- (7) 生涯にわたる健康な生活の営みと、女性が陥りやすい貧困等生活上の困難に対するきめ細かな支援

第4次島根県男女共同参画計画では、これらの目指すべき社会と現状と課題を踏まえ、3つの基本目標と10の重点目標を設けています。

〈3つの基本目標〉

- 基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる
- 基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

〈10の重点目標〉

- 基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）
 - 1 あらゆる分野での活躍推進
 - 2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる
 - 3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
 - 4 地域における慣行の見直しと意識の改革
 - 5 男女共同参画に関する教育・学習の推進
 - 6 地域・農山漁村における男女共同参画の推進
 - 7 防災対策における男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる
 - 8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
 - 9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
 - 10 誰もが安心して暮らせる環境の整備

これらの基本目標と重点目標に関する具体的な取組により、男女共同参画社会が形成されることを目指しています。

（第4次島根県男女共同参画計画より）

4 市民の意識・実態調査から ～基本目標に関わる主な内容～

「浜田市男女共同参画推進計画（第4次）」の基本目標の策定にあたっては、「男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）」（別冊）から浮かび上がった課題等を重視し、検討を重ねました。

以下、基本目標設定につながる調査結果を詳述します。

（1）男女の尊厳に関する現状と課題（基本目標Ⅰ）

【ハラスメントとドメスティック・バイオレンス（DV）について】

「セクシュアル・ハラスメント」について尋ねたところ、前回調査と比較して、「いやがらせを受けたことがある」人が増加し、女性は8.4%から13.8%と増えています。

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」（参照：用語解説）の経験については、「暴力を受けたことがある」と回答した人は、前回調査と比較して、直接経験した人は2.1%から4%と増えており、男女比は男性1.8%に対して、女性は6.1%と女性の方に被害が多い状況です。また、自分の周囲に経験した人がいる人は9.7%となっています。

暴力の内容を見ると、複数の暴力を併せて受けていることがわかりますが、その中で多いものから精神的暴力、身体的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力の順となっています。

これらの暴力について、誰かに相談したかという問いに、「家族や友人に相談した」という割合が13.3%から26.2%に増え、「誰にも相談しなかった」という割合は60.0%から21.4%に減っています。

一方、誰にも相談しなかったとする男性の割合は40.0%と高く、男性が一人で抱え込む傾向や潜在的な被害も多いと考えられます。

また、相談した人の中でも、公的機関や専門家への相談割合が高くなっています。

異性に対する暴力を無くすためにはどうしたらよいかという問いに、「被害者が安心して相談できる窓口を充実させる」の割合が67.3%と最も多く、次いで「学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実させる」、「法律・制度の制定や見直しを行う」となっており、公的機関の適切な対応や学校等と連携して予防教育を行うことが求められています。

また、「あらゆる差別や暴力を許さないよう人権を尊重する啓発活動を充実させる」が4番目に多く、未然防止への人権啓発と被害者保護の充実を求める意見も増加しています。

県内の女性相談センター及び各児童相談所の女性相談窓口で受けたDV相談件数（延べ件数）は、直近の5年間は概ね800件前後で推移しています。本市の相談窓口で受けた「夫等からの暴力」を主訴とするDV相談件数については、年度によって増減はありますが一定数の報告があり、まだ相談に至っていないDV被害者の存在も懸念されます。

こうした状況を踏まえ、必要に応じて多くの関係機関と連携して対応することが不可欠となります。

DV、性犯罪、ストーカー行為など男女間の暴力が依然として減少しない状況が続いており、被害者自身や周囲がDVと気づかずに暴力を放置または無視することや、被害を受けても相談することのためらいや相談先がわからないことで、被害が継続し深刻化する傾向があるようです。

また、児童が同居する家庭においてDVが行われることは、児童への心理的虐待にあたり、その後も心に傷（トラウマ）が生じることが多くあることから児童の精神的ケアと併せた取組も必要となります。

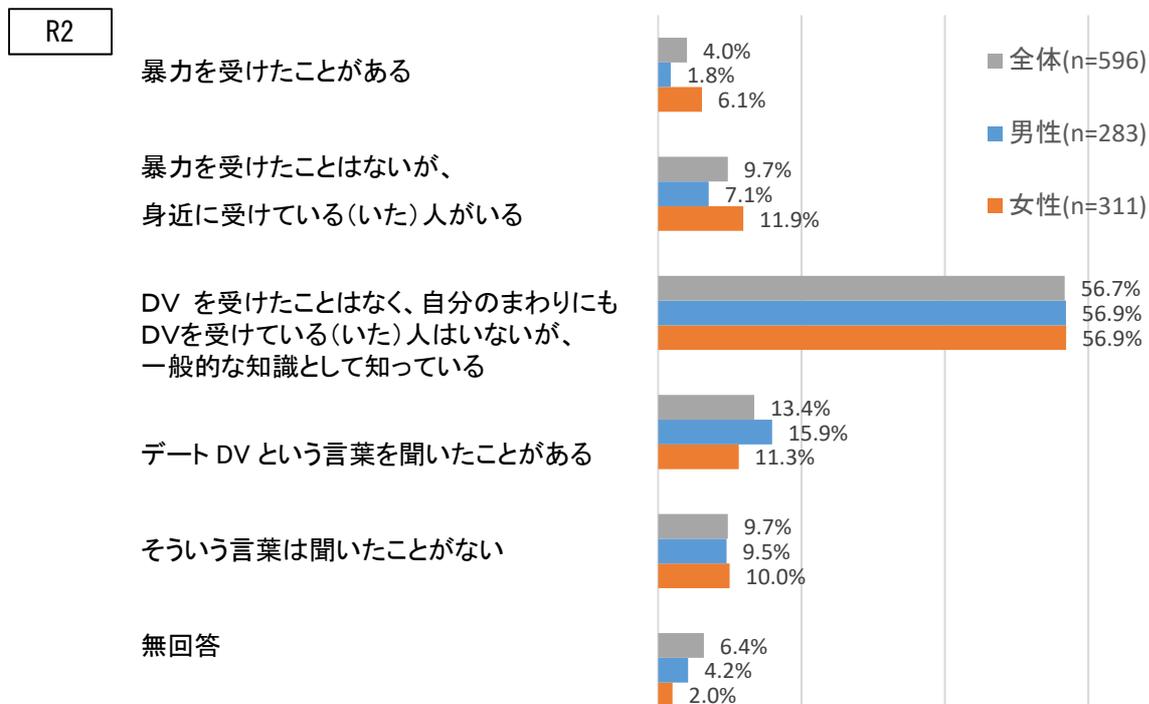
ハラスメントやDVは、未然防止・早期発見により、嫌がらせや暴力に歯止めをかけ、被害が小さいうちに対策をとることが可能になります。

よって、ハラスメントやDVについての正しい知識の啓発及び、関係機関等との連携を図り、被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行うことが急務です。

ハラスメントやDVの被害にあった人が相談しやすくするためには、プライバシーが保護された相談室の確保が最も多く求められており、相談窓口の周知や対応する職員の資質向上、啓発活動も必要となります。

男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より

あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）デートDVを経験したり、身近で見聞きしたことがありますか。（○は一つ）



(2) 誰もが活躍できる環境づくりに関する現状と課題 (基本目標Ⅱ)

【政策や方針決定における男女共同参画について】

本市における審議会等の委員の女性参画率は、26.8%（令和3（2021）年7月）で、県下でも低い水準です。

平成28（2016）年に数値目標を40%に取組を進めてきましたが、30%台を上回ることはできませんでした。

令和2（2020）年度の市民の意識・実態調査で「市の政策に、女性の意見や考えがどの程度反映されているか」という問いに、「反映されている」の割合が17.6%に対し、「反映されていない」と回答した人の割合は34.0%と大きく上回りました。その理由として、「市議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないから」という割合が最も高く、次いで「市の審議会等に女性が少ないから」、「女性の意見や考え方に対して、市議会や行政機関の側の関心が薄い」となりました。

また、「市の政策に、女性の意見や考えを反映させるためにはどういったことが必要か」という問いについて、男性は「市議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が参画する」の割合が60.4%と最も多く、次いで、「市の審議会等などの委員会に女性が参画する」となり、女性は「女性自身が関心を持つ」の割合が60.1%と最も多く、次いで、「女性の意見や考え方に対して、市議会や行政機関の側が関心を持つ」となりました。

このことから、男性は女性の政策・方針決定への参画に期待と必要性を感じていることがうかがえます。一方、女性は女性自身がまず関心を持つことが必要と考えながらも、その女性の意見に関心を持ってもらえていないという双方の関心度に問題点を見出していることがうかがえます。

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定に共同して参画し、その意見が公平・公正に反映されなければなりません。このことは、市政だけではなく、地域活動においても言えることです。性別にかかわらず、一人一人が地域活動の重要な担い手として、参画機会の拡大を進めていく必要があります。

市政や地域社会ともに、女性が躊躇することなく、政策や方針決定に参画できるような環境や体制づくりが必要です。

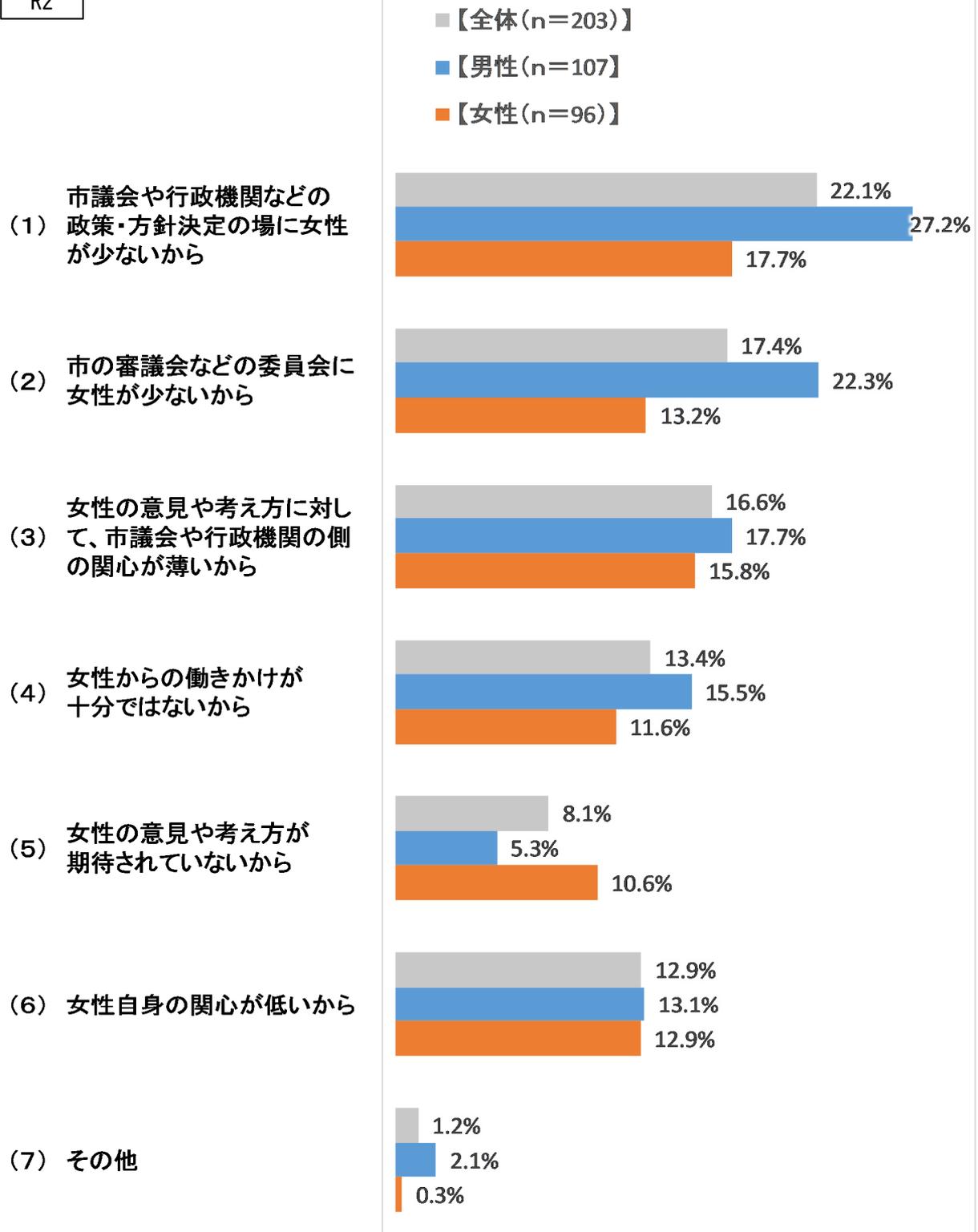
また、女性自身も意見や考えを反映することができるよう、意欲や関心を高め、行動することが大切です。

市政や地域社会において、性別や年齢が偏ることなく、幅広い人材の参画を進めていく必要があります。

男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より

市の施策に女性の意見や考え方が、反映されていないと思う理由は何ですか。
 (〇はいくつでも)

R2



【仕事と家庭の調和について】

「仕事、家庭生活、地域、個人の生活の優先」について希望と現実を尋ねたところ、「仕事と家庭を同じように優先させる」を望む意見が30.5%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活と地域・個人生活を同じように優先させる」、「家庭生活を優先させる」となりました。

しかし、現実の優先度は、男性は「仕事と家庭を同じように優先させる」が最も高い割合となり、希望と現実が一致していますが、女性は「家庭を優先している」が最も高く、希望どおりにはなっていませんでした。

また、希望では2割を占める「仕事と家庭生活と地域・個人の生活を同じように優先させる」については、現実では8.2%と低く、バランスのとれた生活の難しさがうかがえます。

次に、家庭内の役割分担について尋ねたところ、全体・性別ともに「地域活動への参加」以外は「妻がすることが多い」の割合が高く、「性別役割分担意識」同様、責任や意思決定が生じるものに関しては、男性が主な担い手という意識がうかがえます。

「男女共に家庭や社会生活に参加するためにどんなことが必要か」という問いに、全体では、「夫婦や家族間で、家事の分担などをするように話し合うこと」が最も高い割合でした。

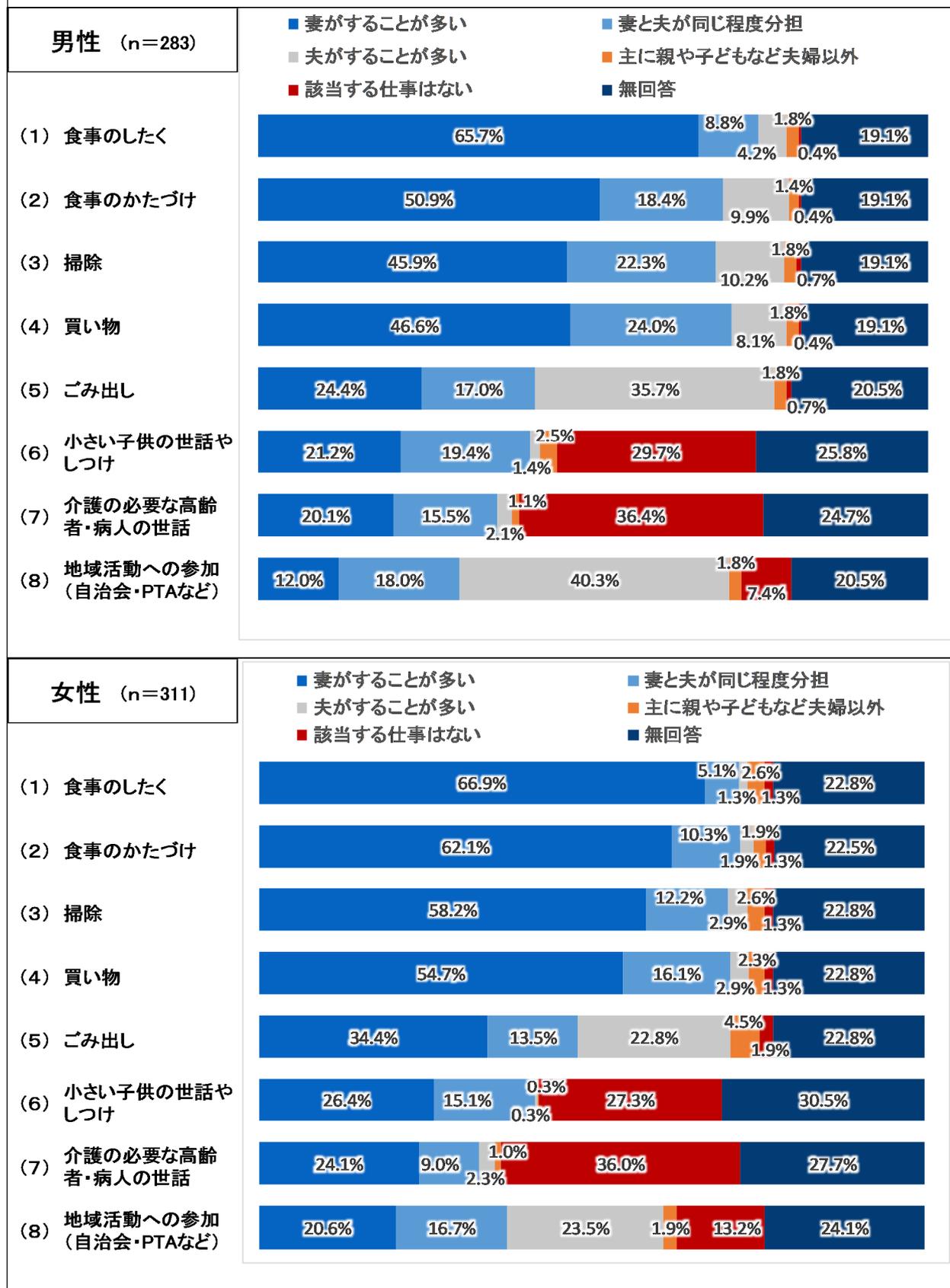
性別で見ると、唯一、男性の回答割合が高いものが「男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること」であり、男性自身が働き方について考えを変える必要があると認識していることがうかがえます。

また、男性と女性の回答差が著しかったものが、「子どもの頃から、家事などは男女で分担するようしつけや育て方をすること」であり（男37.8%、女性50.5%）、生まれ育った環境やその中で形成された固定的な役割分担意識（参照：用語解説）等は根深く、解決の困難さを女性が強く感じているように思われます。

家庭と仕事の調和のとれた生活には、男性も女性も、仕事・子育て・家事・介護等がどちらかに偏ることなく、共に協力しあい、分かち合い、共に担っていくという意識が重要です。

また、子育てや介護については、女性により多くの負担がかからないよう、男性の家事・育児への参画を促進するための取組や、女性だけではなく男性の休暇取得に関する職場の理解も重要です。

男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より
 家庭の中で、次の仕事はどなたが担当されていますか。
 （○は質問ごとに一つずつ）



(3) 男女共同参画社会の基盤づくりに関する現状と課題 (基本目標Ⅲ)

【社会全体における平等感について】

各分野における男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では約5割の人が「平等」と感じていますが、「男性の方が優遇」「女性の方が優遇」でみると、すべての分野で「男性の方が優遇」されているとなっており、「女性の方が優遇」の割合は、10%に満たない結果となりました。依然として男性が優遇されているという意識が強いままであり、「社会通念・しきたり」の分野でその傾向が顕著でした。

また、前回調査より唯一「平等」とする割合が高くなった「家庭生活」においては、男性が37.5%、女性が25.7%であり、男女で意識の違いがあることがわかります。

典型的な役割分担を示す「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」については、「そう思う」「どちらかというと思う」とする肯定的な意識が16.1%で、前回の調査の32.6%に対し、16.5ポイント減少しています。特に20代は男女ともに肯定的な意識は低くなってきていますが、80代の男性については、肯定的な割合が46.7%と半数近くを占めています。

また、「男性は決断力が必要」「子育ては母親」「世帯主は男性」を肯定する割合は高く、性別を理由とした思い込みや固定観念は未だ残っている状況です。

男女共同参画社会の実現に向けては、固定的な性別役割分担意識や固定観念、無意識の思い込み（参照：用語解説）が大きな障壁となっています。

家庭や地域、職場、学校など様々な場で、固定的な性別役割分担意識の解消を進めるためには、一人一人の理解促進と男女双方の意識改革が不可欠です。

また、子どもをはじめあらゆる世代において、固定的な性別役割分担意識を植え付けない、押し付けない、とらわれない取組が重要となります。

(4) その他全体を通じて浮かび上がった現状と課題

今回の調査から、男女間における固定的な性別役割分担意識の存在を肯定する割合は減少してきており、「男性だから」「女性だから」という思い込みや決めつけはしないという意識が特に若い世代に多いことが分かりました。

しかし、現実には、女性の家事・育児・介護の分担は依然として多く、仕事と生活のバランスも、女性は理想どおりにはなっていません。

一方で、審議会や地域社会における政策方針決定の場への女性の参画は少なく、男性が適役とする意識が女性にあるなど、固定的な性別役割分担意識は男女双方に依然として存在しています。

しかし、地域や行政分野において、女性の参画を必要とする意見は男性に多く、政治や地域の方針決定分野への女性の参画を望む、前向きな意識がうかがえます。

男性女性の平等感については、学校以外の分野や社会全体で「男性優位」という意識が男女共に高く、家庭や地域、職場において、性差に対する無意識の思い込みや、固定観念が根強く存在していると言えます。

これらの解決策として、男女共に過半数が「固定的な役割分担やならわしを改めること」、「夫婦家族間で家事分担などの話し合いをすること」が必要と認識しています。

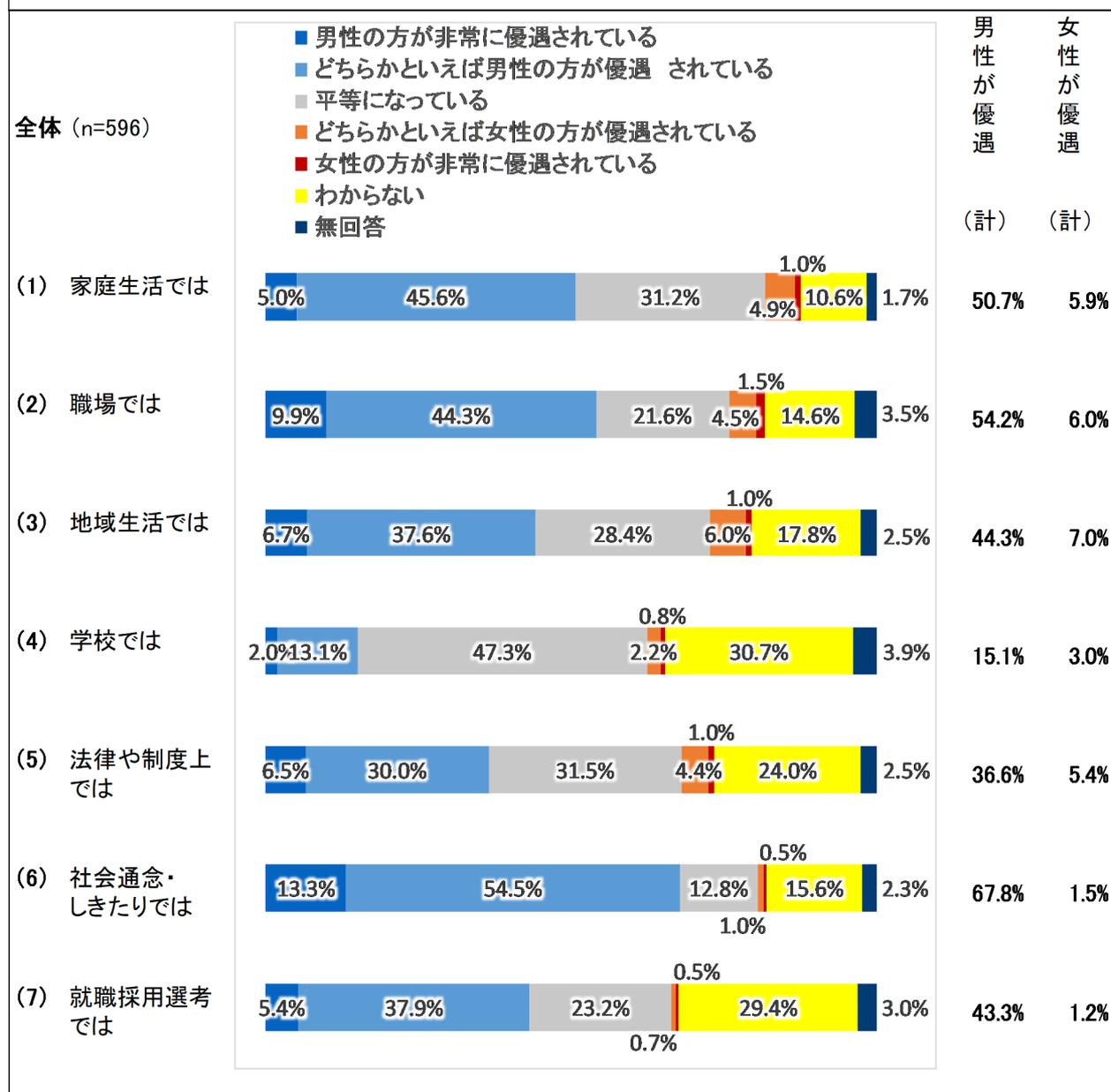
固定的な性別役割分担意識を改め、家事育児に男女双方が関わろうとする思いを実際の行動につなげるため、育児等に関わる世代だけではなく、その親世代への意識の働きかけや、地域、職場への理解促進が重要となります。

また、根強く残る固定的な性別役割意識や、無意識の思い込みや決めつけをなくしていく、植え付けないようにするという意識づくりや意識改革を、あらゆる世代、あらゆる場面において、地道に根気強く進めていく必要があると考えます。

男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より

次にあげる分野で、男女の地位は現在平等になっていると思いますか。

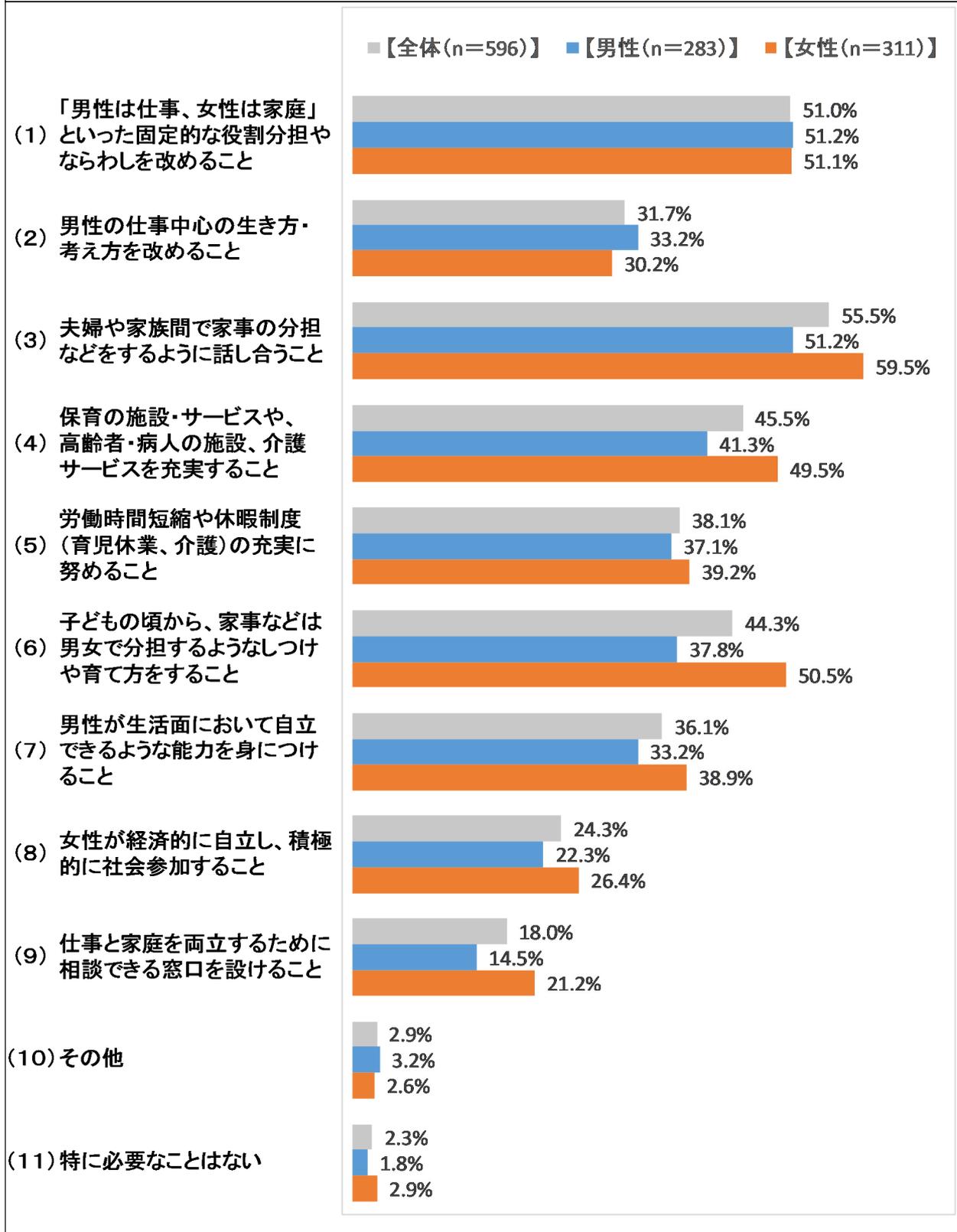
（○は質問ごとに一つずつ）



男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より

今後、男性・女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくため、どのようなことが必要だと思いますか。

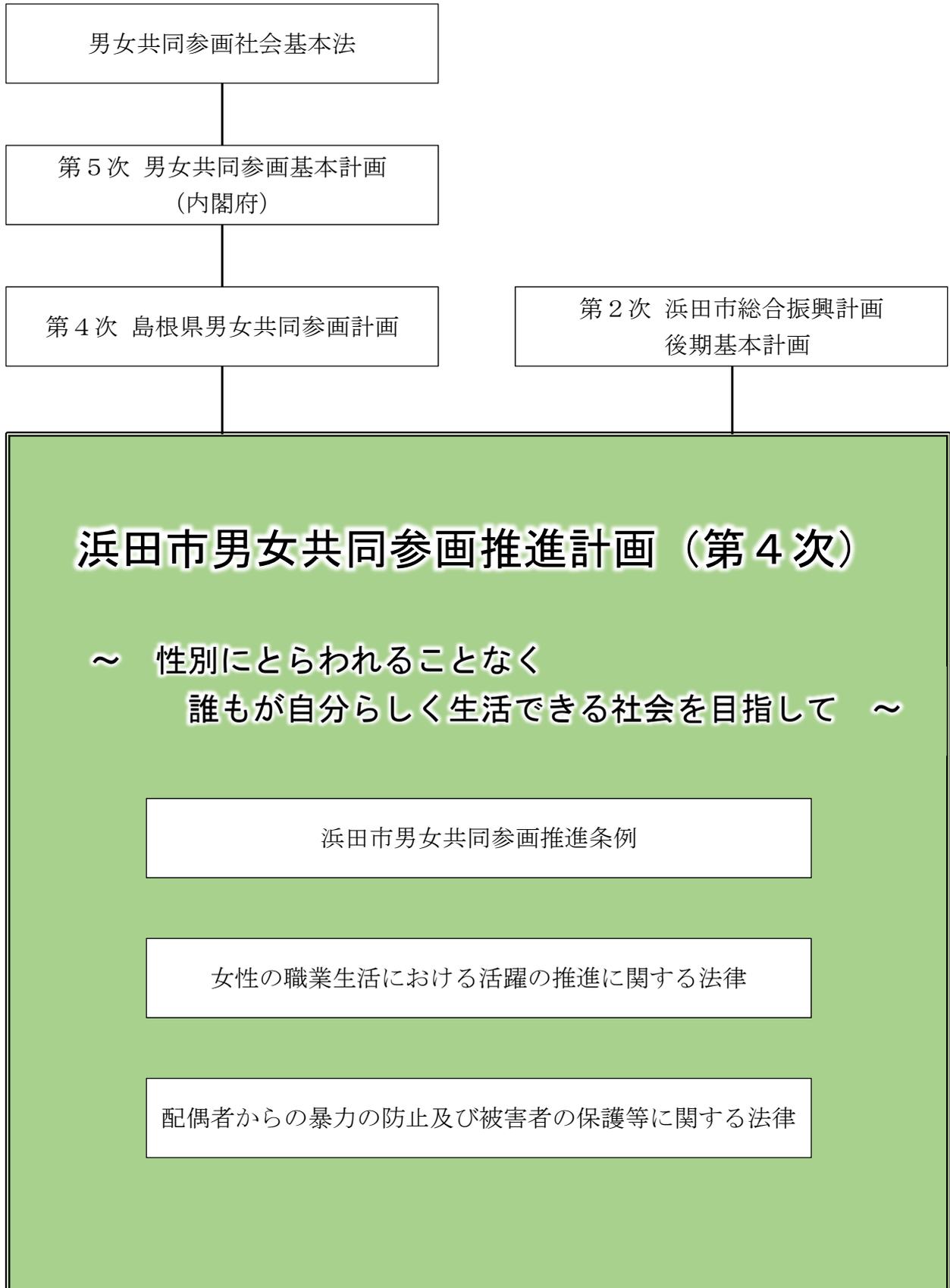
（〇はいくつでも）



第2部 計画の内容

- 1 計画の施策体系
- 2 基本目標

1 計画の施策体系



基本目標	重点目標	施策の方向性
<p>I 男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり</p> 	<p>1 男女間における暴力の根絶</p> <p>【浜田市DV対策基本計画の位置付け】</p> 	<p>DV防止に関する広報・啓発の推進</p> <p>被害者の保護や自立に向けた支援の充実</p> <p>相談体制の強化</p> <p>市における体制整備</p> <p>関係機関との連携体制の推進</p>
	<p>2 生涯を通じた男女の健康づくりの推進</p> 	<p>学童思春期・若年成人期における健康支援と性差の特徴による健康教育支援</p> <p>妊娠・出産に対する健康支援</p> <p>中高年における健康支援</p>
	<p>3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進</p> 	<p>貧困等生活上の困難を抱えている人への支援</p> <p>高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>人権尊重の観点からの啓発</p> <p>ハラスメントの防止に向けた活動の推進</p>
	<p>4 防災分野における男女共同参画の推進</p> 	<p>防災に関する政策・方針決定への女性の参画拡大</p> <p>男女共同参画の視点による防災対策の推進</p>

SDGsアイコン：国際連合広報センターより

基本目標	重点目標	施策の方向性
<p>II 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり</p> <p>【女性の職業における活躍の推進に関する法律に基づく市の推進計画の位置付け】</p> 	<p>1 政策や方針決定における男女共同参画の推進</p> 	<p>各種審議会等における施策・方針決定への女性の参画拡大</p>
	<p>2 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進</p> 	<p>就業機会の拡大と職業能力の開発</p> <p>適性に応じた女性職員の配置及び係長級以上の役職への登用促進</p>
	<p>3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> 	<p>ワーク・ライフ・バランスの理解の推進</p> <p>子育てや介護の支援</p> <p>男性の家事・育児・介護への参加促進</p> <p>市役所の男性職員等の子育てに関する休暇取得の促進</p>
	<p>4 地域社会や地域産業における男女共同参画の促進</p> 	<p>自治会・PTA等における方針決定への女性の参画推進</p> <p>農林水産業・商工自営業における方針決定への女性の参画推進</p> <p>技術向上研修、企業の知識取得研修等への女性の参画促進と支援</p>
<p>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</p> 	<p>1 男女共同参画社会に向けた慣行の見直しと意識改革の推進</p> 	<p>性別役割分担意識に基づく慣行等の見直し</p> <p>家庭・地域・職場における意識づくり</p> <p>広報啓発活動の推進</p>
	<p>2 男女共同参画に関する学校教育・社会教育の推進</p> 	<p>男女共同参画に関する啓発活動を行っている団体への支援</p> <p>学校における男女共同参画に関する教育の推進</p> <p>男女共同参画について学ぶ生涯学習の推進</p> <p>PTA等における男女共同参画に関する合同研修の推進</p>

2 基本目標

基本目標Ⅰ

「男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」

重点目標

- 1 男女間における暴力の根絶
- 2 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
- 3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進
- 4 防災分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ

「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」

重点目標

- 1 政策や方針決定における男女共同参画の推進
- 2 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 4 地域社会や地域産業における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ

「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」

重点目標

- 1 男女共同参画社会に向けた慣行の見直しと意識改革の推進
- 2 男女共同参画に関する学校教育・社会教育の推進

基本目標Ⅰ

「男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」

男女共同参画の推進には、各々の性の特性を踏まえた生涯にわたる健康や、性別に関わらず一人一人の人権が尊重され、性による差別を受けることなく平等であることが基本となります。

そのためには、誰もが心身の健康を尊重し、身体的な性差を理解し合い、それぞれの気持ちに寄り添い、思いやりを持って共に生きていくことが、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。

よって、一人一人の人権が脅かされることなく安心して生活するためには、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を重大な人権侵害と捉え、その予防や被害からの回復への取組を進め、暴力の根絶を図る基盤づくりが重要となります。

また、あらゆる世代の男女が、互いの性差に応じた健康について理解を深めるため、正確な知識や情報を得ることも必要です。

障がいがあること、外国人や外国にルーツがあること、国際結婚による慣習の違い、性自認や性的指向に関すること、同和問題に起因する婚姻問題に関すること等に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれる場合があることに配慮し、これらの人々への正しい理解を深めることも必要です。

年齢や性別、障がいのあるなし、国籍等にとらわれず、多様性を認め合うという人権尊重の理念が男女の尊厳の根底にあるものとし、あらゆる立場に置かれた誰もが、安全・安心に暮らせる社会づくりの実現を目指します。

【現状と課題】

- 本市において、DVの相談件数は減少傾向にありますが、様々な事情を背景とした事案が増加しており、多くの関係機関との連携が求められます。

DVのない社会を実現するためには、DVに関する正しい理解を深め、加害者、被害者、傍観者とならないよう幼児期からの教育を含めた暴力を容認しない環境をつくることが重要です。暴力は人権侵害であるという認識を広め、暴力根絶の基盤づくりが必要です。

- 性と妊娠・出産に関する知識は、男女それぞれが生涯にわたり、心身ともに健やかに生きるためにとっても大切なことです。

本市では、高校生等を対象とした思春期における健康づくりとして、性感染症や薬物乱用防止、性に関する指導などを実施し、学習機会の提供を通して予防教育を進めているところです。今後も成長発達段階に応じ、身体的な性の違いについて知識を得るための継続的な取組が必要です。

妊娠・出産については産科医が不足しており、安心な出産への環境づくりが求められることから、妊娠・出産・育児に関する教室を開催するなど、安心な出産

への健康支援を引き続き行うことが必要です。また、この時期の母体を理解した上で、男性の育児等への参画促進の取組も重要です。

中高年期においては、地域の各種団体組織と協議・連携を図り、多角的な活動の展開や、健康教室等で介護予防や健康指導に取り組んできました。引き続きこれらの活動に取り組んでいく一方で、今後は年齢を重ねる中での性差の違いによる体調の変化等について、理解や知識を深めていくことが必要です。

学童期や思春期、出産期や更年期といったライフステージに応じて、性差における身体特徴や生活習慣、就労状況の違いによる健康上の問題への対応など、基盤となる性と妊娠・出産に関する正しい理解の促進と、生涯を通じた健康支援を引き続き進める必要があります。

- ひとり親、高齢者、障がい者等は、経済的な不安を抱えたり、介護や子育て、看護などに困難を感じたり、日常生活に支障をきたしている方が多く見受けられます。また、障がいがある人や外国籍の人の中には、女性であるということによって複合的な偏見や差別を受ける場合も少なくありません。

近年、経済的な理由等で生理用品を購入できない「生理の貧困」を抱える人の問題も顕在化しています。

貧困等生活上の困難を抱える人が、社会的に孤立することなく、住み慣れた家や地域など望む場所で、心身ともに健康で安全・安心に生活できる、きめ細かな支援が必要です。

- 性自認や性的指向に関することや同和問題に関すること等を理由に、社会生活を営む上で、困難な状況に置かれている人は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。そのため、正しい理解を深めるため、性的マイノリティ（性的少数者）や同和問題に関する研修を行っています。社会全体が多様性を尊重し、思い込みや間違った認識や差別に気づき、一人一人が尊重される社会づくりを進めていく取組が必要です。

- パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関わるハラスメントは大きな社会問題となっています。本市では、職員へのハラスメント防止に関する研修を行ったり、企業や福祉施設等に講師を派遣するなど、啓発活動に取り組んでいます。

また、啓発活動に併せ、被害者等に対し、迅速かつ適切な対応ができるよう、相談体制の整備と充実を進めていく必要があります。

- 災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、特に女性や子ども、高齢者や障がい者といった社会的弱者が大きな影響を受けているとされています。

本市においても、大雨や地震等の災害が発生した時のみならず、日頃から災害に対し不安を抱えている方々が安心して暮らせるよう、国や県の取組に沿い、男

女共同参画の視点からの災害対応を進めようとしているところです。

避難所におけるプライバシーの確保やトイレの設置数等の生活環境、乳幼児用品や女性用品等の備蓄とその配布方法、「男性は運営、女性は炊き出し」等の固定的な性別役割分担意識の解消など、性別による違いから災害時に受ける影響や男女のニーズの違いに配慮した災害対応が必要になっています。

災害に対する平常時の備えや、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性も主な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を取り入れた地域の災害対応の取組を進めていく必要があります。

重点目標 1 男女間における暴力の根絶

<施策の方向性と具体的な取組>

DVは未然防止・早期発見により、暴力に歯止めをかけ、被害が小さいうちに対策をとることが大切であることから、DVについての正しい理解の普及に努めるとともに、関係機関等との連携を深め、被害者の安全確保など必要な支援を行うことが肝要です。

また、DVの被害者に対しては、相談しやすい環境が大切であり、プライバシーが保護された相談室の確保を図るとともに、相談窓口の周知や対応する職員の資質向上に努めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
DV防止に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙や市ホームページへの掲載や講演会の開催を通じて、DV等が人権侵害であることを広く市民に周知し、意識啓発に努めます。 ・ 相談窓口を記載したカードやパンフレット等を配布し、相談先の周知を行います。 ・ 学校等と連携してDVを予防する教育、普及啓発の強化・充実を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報の掲載や講演会の開催による意識啓発 ・ 若年層におけるDV予防啓発 	人権同和教育啓発センター 子育て支援課
被害者の保護や自立に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応を含めた被害者の保護及び自立支援のために必要な様々な制度に関する情報提供を行います。 ・ 被害者からの相談には心情に配慮して適切に対応し、安全と生活の安定に向けた助言や支援を行います。 ・ シェルターの確保など被害者の安全確保の体制を整えます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の安全確保の体制の確立 ・ 保護や自立支援のための情報提供 ・ 性別や国籍等を問わない支援の充実 	人権同和教育啓発センター 子育て支援課

<p>相談体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DVと児童虐待の両方の視点を持って相談に対する適切な対応ができるよう、DV及び児童虐待の専門研修等へ参加し各種相談員の資質を向上します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の資質向上を目指した研修会の参加促進 ・相談先の周知、広報 	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>子育て支援課</p>
<p>市における体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の各窓口においてDV被害者に対して適切な対応ができるよう、庁内連絡体制を整え関係課との連携を強化します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡体制の整備と関係課の連携 	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>子育て支援課</p>
<p>関係機関との連携体制の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースによっては要保護児童対策地域協議会参画機関と連携し、児童相談所の女性相談担当、警察等の関係機関の指導・助言を受け、被害者に応じた適切な対応ができるよう努めます。 ・県主催の関係機関連絡会との連携を図り、総合的な支援体制の確立を目指します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の関係機関連絡会との連携 	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>子育て支援課</p>

重点目標 2 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

<施策の方向性と具体的な取組>

ライフステージの健康課題に応じ、男女の性差を正しく理解し、性別に関わるニーズを踏まえた生涯にわたる健康保持促進への取組を進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
学童思春期・若年成人期における健康支援と性差の特徴による健康教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた性に関する指導を通じて、性と妊娠・出産に関する正しい理解の普及啓発に努め、健康に関する理解や、自分と他者の体を大切にする基盤づくりに取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達に応じた性に関する指導の実施 エイズ等の性感染症への正しい知識の普及 薬物や喫煙等の健康被害の周知等 	人権同和教育啓発センター 学校教育課 健康医療対策課
妊娠・出産に対する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠、出産に関する正しい知識の普及を進めます。 母子保健相談を実施し、出産や育児への不安解消に努めます。 不妊等に悩む方への相談や費用の助成等の支援に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子手帳交付時の保健指導や相談の充実 妊婦とその家族への教室や学習の場の実施 在住外国人への情報提供や個別支援 不妊等に対する安心お産事業の実施 	人権同和教育啓発センター 子育て支援課
中高年における健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたり健康を保持するため、積極的な健康づくりや更年期等の性差を踏まえた男女双方の正しい認識を深める取組を進めます。 各種検診への受診啓発や性特有の疾患を始めとする疾病の早期発見・重症化防止に取り組みます。 	人権同和教育啓発センター 健康医療対策課

	【実施項目】 <ul style="list-style-type: none">・健康相談、健康教室、健康指導の実施・各種検診、生活習慣改善の訪問等・職場における男女の健康に関する研修や啓発活動	
--	---	--

重点目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進

<施策の方向性と具体的な取組>

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人、性自認や性的指向、同和問題など、複合的な困難を抱えやすい人へのきめ細かな支援と、偏見や差別解消に向けての取組など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
貧困等生活上の困難を抱えている人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困等生活上の困難に陥ることなく、安心して生活できるよう、自立に向けた支援や子どもの支援を行います。 ・ 様々な事情により、生理用品等を購入できない人への支援を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉制度の情報提供 ・ ひとり親家庭に対する子育てや、子どもへの学習支援、就労支援や相談体制の充実 ・ 生理に関する貧困を抱えている人等への相談体制の周知と整備 ・ 実態把握とそれぞれに応じた支援 	人権同和教育啓発センター 地域福祉課 子育て支援課 学校教育課
高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれが住みたいと思う場所で、自分らしく安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・支援を適切につなぐ関係機関との連携 ・ 多様性を尊重する講演会の開催 ・ 介護予防事業の充実 ・ 一人暮らし世帯等に配慮した支援や見守り ・ 障がい者の特性に応じた就労支援や福祉サービス等の相談体制の充実 ・ 外国人に配慮した広報や配布物の多言語化 ・ 外国人の相談体制の整備 	人権同和教育啓発センター 健康医療対策課 地域福祉課 定住関係人口推進課

<p>人権尊重の観点からの啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性自認や性的指向など多様な性への正しい認識と理解を深める啓発に取り組みます。 ・同和問題を理由とした婚姻時等の偏見の解消や、正しい認識を深める啓発に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域における学習会・研修会の開催 ・教職員への研修の促進 ・正しい認識を促す広報や研修の実施 	<p>人権同和教育啓発センター</p>
<p>ハラスメントの防止に向けた活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各職場において、ハラスメントに対する正しい理解や、ハラスメント防止のための啓発、早期救済や回復に向けた相談体制の充実に努めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの理解と防止に関する研修の実施 ・あらゆるハラスメントに対応する相談窓口の周知と関係部署との連携 	<p>人権同和教育啓発センター 関係課</p>

重点目標 4 防災分野における男女共同参画の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

平常時の備えや避難生活等様々な場面において、男女がともに支え合い、協同で対応できる男女共同参画の視点での防災の理解促進と、男女共同参画の視点を取り入れた防災力を高める取組を進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
防災に関する政策・方針決定への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市の防災会議について、女性委員の割合を増大する取組を進めます。 ・女性職員の配置や、男女共同参画担当職員の視点が反映できる会議に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当課・消防担当課・男女共同参画担当課の連携と協同の推進 ・防災会議への男女共同参画担当職員や保健師等専門職を配置 	人権同和教育啓発センター 防災安全課 警防課
男女共同参画の視点による防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を取り入れた防災計画や避難所運営マニュアルを作成します。 ・市の避難所運営において女性が参画でき、男女それぞれに必要な配慮が行われるように取り組みます。 ・男女共同参画の視点を取り入れた、防災講座を実施し、その重要性について周知を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災計画やマニュアルの見直しと役割の明確化 ・男女共同参画の視点を入れた避難所運営の取組と職員への認識促進 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施 	人権同和教育啓発センター 防災安全課

基本目標Ⅱ

「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」

家庭、職場、地域などで、性別に関わりなく誰もがあらゆる分野において、社会の対等な構成員として、政策や方針決定の場に参画することや、性別を意識することなく活躍し、それぞれの場面でお互い協力していくことが男女共同参画の実現につながると考えます。

そのために職場においては、性別にかかわらず仕事と生活の両立がしやすい環境づくりを進めることや、技術習得、キャリアアップができる機会が与えられること、個性や特技、能力や意欲を発揮できる場が確保されることが必要です。

また、家庭においては、男女とも個人として能力が発揮でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る必要があります。誰か一人に家庭生活の負担がかからないよう、互いに家事・育児・介護等へのバランスの良い参画を進めていくことが重要です。

これらの取組に併せて、関係機関、関係団体との連携により、職場・地域等へワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動を進め、理解を深めていくことが大切です。

また、あらゆる場面で公平に男女双方の意見が反映できる機会の確保が重要です。中でも、出産、子育て、介護に関わる人が多い女性の様々な意見は、人口減少や少子高齢化の課題を抱える本市において、とても重要です。

市政・地域に関する様々な課題に対し、誰もが政策や方針決定の場に躊躇なく参画し、女性を含めた多様な視点での意見が反映され、あらゆる分野で活躍できる環境づくりを目指します。

【現状と課題】

- 本市における審議会等への女性の参画率は2割程度で、女性委員が不在の委員会もあり、目標の40%をなかなか達成できない状況です。市民の方から、「地区まちづくり推進委員会」や「行財政改革推進委員会」など、これからは「まちづくり」に直結する委員会への女性委員就任を意識していくべきだという意見がありました。また、市民の意識・実態調査では、市政など政策決定の場に女性の参画を望む割合も高く、男女双方の意見が反映される体制づくりと意識改革を進めることが必要です。
- 女性の就業の分野について、女性の職域が限定的だという意見があるなど、男女双方の職域への固定観念の解消を図ることが求められています。
性別に関わりなく、働きたい人がその能力や意欲を十分に発揮し、多様な働き方を安心して選択できる環境の整備が重要です。
- 本市の係長級以上の役職への女性の登用率は2割弱で、職員の男女構成比には到達していません。本市自らが女性の活躍の場を広め、政策方針決定への参画な

ど、性別にとらわれない適性に応じた登用を行う必要があります。

- 核家族化等により、子育てや介護等に関わる問題を家庭内で解決していくことが困難な場合があります。子育て家庭、介護家庭の多様なニーズに対応するサービスと相談体制の充実が必要です。

意識・実態調査では、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方が良い」と回答した女性の中で、子育てが主となる年齢層の割合が低いことが分かりました。仕事と子育ての両立が難しい現実があり、その根底にあるものとして、家庭内の家事・育児の協同体制の在り方が考えられます。

子どもが病気の時や急な休園・休校などの対応は、女性が当たることが多い現状です。

男女どちらか一方にだけこれらの負担がかかることがないように、家庭内での協同に関する意識づくりと併せ、育児・子どもに関する休暇が男女ともに取得しやすい環境づくりが必要です。

- 固定的な性別役割分担意識は薄らいできている一方で、実際に家事・育児・介護等を担っている女性の割合は依然として高く、生活と仕事のバランスの理想についても、女性は理想どおりにはなっていません。

家事・育児・介護等は男性自身が自らのことと捉えることが大切で、夫婦、パートナー、家庭（家族）にとって単なる負担ではなく、意味のあることであるというポジティブなイメージの形成づくりが必要です。

また、家事・育児・介護等に関わろうという思いが実際の行動へつながるよう、あらゆる年代の男女双方への意識づくりが必要です。

- 市役所の女性職員の産前産後休暇や育児休業の取得は 100%であるのに対し、男性職員の育児参加のための休暇は約半数、育児休業については若干名という状況です。育児は女性だけが担うものではないという意識改革が進むよう、育児休業等（育児休業または育児参加のための休暇）の取得率向上に取り組む必要があります。

- 男女の役割分担において、唯一男性が担う割合が高いものは「地域活動への参加」でした。男性が多い自治会活動、女性だけで構成される各種団体の活動は、地域社会にとって大きな力となるところですが、男女ともに双方の意見を交わし、発展させ、より良い暮らしに繋ぐことも男女共同参画社会にとって重要です。地域課題が多様化・複雑化する中、女性自身も地域の運営や方針決定に関心を持ち、また躊躇なく参画できるよう、男女双方の意識改革と環境づくりが必要となります。

- 農林水産業等の自営業においては、生活と経営が一体化していることが多く、家事負担は女性に偏る傾向にあります。また、自営業を中心とした地域産業においては、技術習得に関わる研修や体験が、実際の就業になかなかつながらない状況です。地域産業に携わる女性について、家事負担の軽減や、女性も参加しやすい技術研修等、働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

重点目標 1 政策や方針決定における男女共同参画の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

あらゆる分野の方針決定への女性の参画拡大により、男女双方の意見が十分に反映されるよう、市が率先して女性の参画に取り組みます。

委員の選出(推薦)において、女性委員の推薦や公募委員等で女性の応募を促すなど、関係各課と協力し、市政において女性の積極的な参画を進めていきます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
各種審議会等における施策・方針決定への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政に多様な考えや意見を反映するため、市の審議会における女性委員の登用率について、目標を設定し、参画拡大を進めます。 ・ 市の審議会において、女性委員がいない審議会を解消する取組を積極的に進めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会への女性の参画率 40%を目指す ・ 庁内における審議会への委員就任を促す条例・要綱の改正 ・ 市民公募枠の拡大を促進 ・ 女性参画の重要性と理解を深めるための講座の開催 	人権同和教育啓発センター 関係課

重点目標 2 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進

<施策の方向性と具体的な取組>

働くことを希望する人が、自らが望む時期に、多様な分野において、能力や意欲、視点や発想が取り入れられ、性別にとらわれず個性を発揮できる環境づくりに取り組みます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
就業機会の拡大と職業能力の開発	<ul style="list-style-type: none"> 働くことを希望する人のニーズに即した情報を提供し、知識習得と職業訓練の機会を確保するとともに、働く場を広く提供できるよう、関係機関との連携を強化します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業・起業セミナーやキャリアアップセミナーの開催 看護等における離職者への復職支援の実施や相談窓口の充実 保育士などの離職者への復職に向けた情報提供 	人権同和教育啓発センター 商工労働課 健康医療対策課 子育て支援課
適性に応じた女性職員の配置及び係長級以上の役職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> 性別にとらわれない能力や実績、意欲に基づいた人員配置や登用を進めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価や自己申告の把握と人事ヒアリングの反映 特定事業主行動計画による男女共同参画への取組の公表 スキルアップ講座等の開催や機会の提供 	人権同和教育啓発センター 人事課

重点目標 3

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

誰もが互いを尊重し、性別にとらわれず職業生活や家庭生活等の調和がとれ充実した生活を送ることができるよう、環境の整備を進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
ワーク・ライフ・バランスの理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解を深めるため、地域や職場等への意識啓発に努め、情報提供を積極的に行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座の開催 広報や啓発物の配布 	人権同和教育啓発センター 関係課
子育てや介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活の形態に応じ、仕事と子育て・介護等の調和のとれた生活が送れるよう、環境の整備に取り組めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに応じた保育サービスの実施 放課後児童クラブの充実 介護者を対象とした講座の開催 認知症の理解促進のための講座の開催 介護保険サービスの周知と充実 関連機関との連携や相談体制の充実 	人権同和教育啓発センター 子育て支援課 健康医療対策課
男性の家事・育児・介護への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い年代における男性の家事・育児・介護等に関する知識と技術を習得できる講座の開催や、理解促進のための啓発活動を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初心者対象の料理教室の開催 各段階に応じた料理教室の継続的な開催 介護スキル取得の講座の開催 婚姻・妊娠に関わる届出時での家事手帳、育児手帳の配布 	人権同和教育啓発センター 健康医療対策課 子育て支援課

<p>市役所の男性職員等の子育てに関する休暇取得の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児と仕事が両立しやすい職場環境を作ります。 ・ 男性職員等が育児休業等（育児休業または育児参加のための休暇）を取りやすい環境づくりに努めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業等取得向上への取組 ・ 管理職を始めとする育児休業等の取得への理解促進 	<p>人権同和教育啓発センター 人事課</p>
---------------------------------	---	-----------------------------

重点目標 4

地域社会や地域産業における男女共同参画の促進

<施策の方向性と具体的な取組>

地域において、幅広い年代の人々が地域活動に参画し、男女それぞれが個性や能力を發揮できるよう意識啓発を進めます。

また、産業部門においては、性別にとらわれることのない働きやすい環境を整備するための支援を行います。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
自治会・PTA等における方針決定への女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決に向け、誰もが共に主体的に関わり、男女双方の意見が反映できるよう幅広い年代の女性の参画を促します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会・PTAにおける会長副会長に女性枠を設定する働きかけ 地域における男女双方に対する意識改革を進める学習会や広報 	人権同和教育啓発センター 関係課
農林水産業・商工自営業における方針決定への女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業や商工自営業における男女共同参画の推進に向けた啓発活動を行うとともに、関係団体や関係委員会の委員など、組織・団体での方針決定の場への女性の参画促進に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別役割分担意識等に起因する役割分担意識解消への啓発活動の実施 男女共同参画に関する情報提供 性別にとらわれない委員選出等への働きかけ 	人権同和教育啓発センター 農林振興課 水産振興課 商工労働課
技術向上研修、企業の知識取得研修等への女性の参画促進と支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女共に働きたくなるような農林水産業を始めとする地域産業の実現に向けた各種支援に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が参加しやすい育成研修の開催 家族経営協定（参照：用語解説）締結の促進 	人権同和教育啓発センター 農林振興課 水産振興課 商工労働課

基本目標Ⅲ

「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」

男女共同参画社会の形成には、性に関する社会の慣行等が、一人一人の自由で多様な選択に影響を及ぼさないよう配慮していくことが必要であり、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見や差別、固定観念、無意識の思い込みが、自分らしく生きることや多様な選択を阻み、男女共同参画社会の形成の妨げになってはなりません。

私たちは成長過程において周囲から様々な影響を受けることから、人格形成が始まる幼少期から性の特徴を踏まえた正しい男女平等の意識を育てていく必要があります。

そのためには、家庭・地域・学校・職場など様々な場面において、子どもを始めとするあらゆる世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けない、押し付けない、とらわれない取組に併せ、一人一人の意識を変える取組や、男女共同参画の意義や必要性について分かりやすく理解・共感できる基盤づくりを進めていくことが重要です。

【現状と課題】

- 本市において、固定的な性別役割分担意識は前回調査より薄らいでいるものの、地域活動における女性の意識について「方針決定の場へ女性自身が積極的に参加しようとしない」、「意思決定・方針決定などの決断を男性に求める」など、依然として固定的な性別役割分担意識が残っています。

また、年齢が高い男性において、「男性は仕事、女性は家庭」という意識は強く、高齢化の進む本市ではこうした意識解消に向け、あらゆる世代への啓発を進めていく必要があります。

- 「男女の平等感」では、学校教育の場以外は男性の優遇感が高く、社会通念やしきたりの分野でその傾向が顕著です。

家庭・地域・学校・職場などあらゆる場面で、男女共同参画への理解促進と、地域における慣行の見直しや固定観念解消への取組が必要です。

- 家事・育児・介護等に積極的に参加するために必要なこととして、子どもの頃から男女で家事等を分担するようしつけや育て方を行うことが大切だとする意見が女性に多くみられました。このことは、家事等の分担に関する話し合いは重要だと思いつつも、生まれ育った環境や幼少期からの無意識の思い込みが根強く影響しているため、話し合いだけで固定観念は簡単に解消するものではないと女性が強く感じているように思われます。

子どもを始めとするあらゆる世代で、そして、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場面で、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画への意識づくりや意識改革を進め、身近なことから具体的な行動を起こしていくことが重要であり、社会全体の理解への醸成を図る必要があります。

重点目標 1

男女共同参画社会に向けた慣行の見直しと意識改革の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

固定的な性別役割分担意識や固定観念にとらわれず、誰もが自分らしい生き方が尊重されるよう、多様な機会を捉えた広報啓発活動や講演会等、男女共同参画への理解促進と、意識づくりに向けた取組を各年代や各場面において進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
性別役割分担意識に基づく慣行等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識解消に向け、知識向上を目的とした啓発活動に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発に関わる情報の提供 ・ 研修や講演会の開催 	人権同和教育啓発センター
家庭・地域・職場における意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・地域・職場において男女共同参画への理解を広め、正しい認識と理解を促進するために、研修や講演会を開催します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等との連携による講演会の開催 ・ 地域、職場における研修の開催 ・ 男女共同参画に関する情報提供 	人権同和教育啓発センター
広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図ることができるよう、積極的な広報啓発活動に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ掲載や関係機関からの啓発誌による周知 ・ 浜田市男女共同参画推進計画の周知 ・ 関係機関の取組の紹介 ・ 男女共同参画推進月間に合わせた取組 	人権同和教育啓発センター

<p>男女共同参画に関する啓発活動を行っている団体への支援</p>	<p>・男女共同参画を推進する団体や、県の委嘱を受けた男女共同参画推進委員（キラ☆サポ）の活動を支援します。</p> <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の運営支援 ・団体の活動への協力 ・団体等の男女共同参画に関する基礎研修・資質向上研修の協力 	<p>人権同和教育啓発センター</p>
-----------------------------------	---	---------------------

重点目標 2

男女共同参画に関する学校教育・社会教育の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

子どもを始めとするあらゆる世代において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や無意識の思い込みの解消と、男女双方の意識改革と理解の促進に努めます。

また、あらゆる場面、あらゆる世代に応じて、男女共同参画が分かりやすく、身近で親しみやすいものになるよう努めます。

教育・学習に関わる担当課との連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた教育を推進するため、研修機会の提供や情報提供に取り組みます。

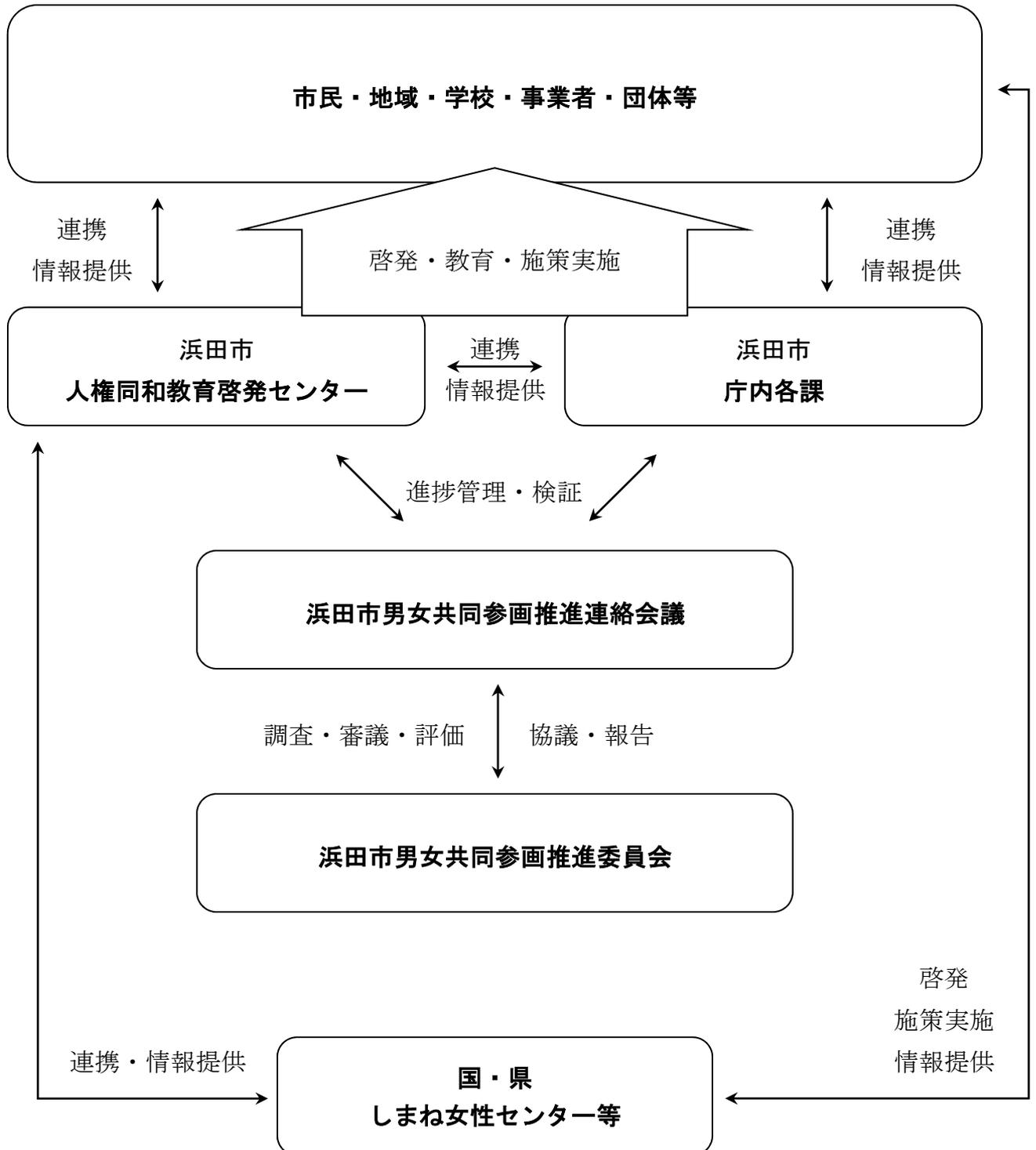
施策の方向性	具体的な取組	担当課
学校における男女共同参画に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識や思い込みを植え付けない、年齢に応じた男女共同参画の学習に取り組みます。 ・ 男女共同参画の視点にあった学校運営や諸活動の実施に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する教育の推進活動 ・ 教職員への研修の実施や情報提供 	人権同和教育啓発センター 学校教育課
男女共同参画について学ぶ生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識や思い込みを解消する男女共同参画の学習に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域やまちづくりセンター等における男女共同参画の学習会の開催 ・ まちづくりセンター職員への研修の実施 	人権同和教育啓発センター まちづくり社会教育課
P T A等における男女共同参画に関する合同研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権研修等を通して、園児や児童、生徒の保護者に対し、男女共同参画の意義について学ぶ機会をつくれます。 ・ 保育、幼児教育に携わる人に対し、男女共同参画意識への理解を深める学習機会の提供や情報提供を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域・職場等における合同研修の実施促進 ・ 市の指導員の講師派遣 	人権同和教育啓発センター 学校教育課

第3部 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 全庁的な推進
- 3 市民・地域・学校・事業者・団体等との連携
- 4 国・県等との連携
- 5 数値目標の設定
- 6 計画の進捗管理

1 推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、行政のあらゆる分野において男女共同参画の視点を持ち、総合的に取り組む必要があります。各施策を推進するために、市における推進体制を充実させ、適切な進捗管理を行い、市民・地域・学校・事業者・団体等と連携した取組を進めます。



2 全庁的な推進

この計画を効果的に推進するため、各部署の政策立案にかかわる関係課長等で構成される「浜田市男女共同参画推進連絡会議」を中心に、各部署と連携し、一体となって計画を推進します。

また、識見者、各種団体からの推薦者、その他市長が必要と認める者で構成される「浜田市男女共同参画推進委員会」を開催し、年次ごとの計画、進捗状況等について審議します。

3 市民・地域・学校・事業者・団体等との連携

この計画は男女共同参画社会の実現を目指し、市民の皆さんと一緒に進めていくための計画であり、実効性を確保するには、市民、地域、学校、事業者、団体等の自発的で主体的な取組が不可欠です。

また、各種活動団体と行政が対等な関係のなかで連携を強化し、協力し合って推進することが必要です。計画策定にあたっては、市民への意識調査によって、市民の声を反映するとともに、各種活動団体との連携を強化して事業を進めていきます。

4 国・県等との連携

本市の男女共同参画の推進に関する取組は、国際的な動向や国・県の動向と連動しながら進めています。また、その施策は広範多岐にわたっており、国や県、公益財団法人しまね女性センター等の関係機関・団体と連携し、協力しながら推進します。

5 数値目標の設定

	項目	策定時 (R3)	目標値 (R9)	担当課
基本 目標 I	DV防止法の認知度（重点目標ごとに）	(R2) 70.1%	80%	子育て支援課
	学校におけるSOSの出し方等心の健康 づくりに関する講座の実施	1校	増加	健康医療 対策課
	防災会議への女性の参画率	20% 男:28 女:7	30% 男:24 女:11	防災安全課
基本 目標 II	審議会等への女性の参画率	25.2%	40%	人権同和教育 啓発センター
	女性のいる審議会等の比率	80.7%	100%	人権同和教育 啓発センター
	市の係長級以上の役職への女性の登用比率	(R2) 21.5%	(R7) 24%	人事課
	男性の育児休業または育児参加のための 休暇の取得率	(R2) 50%	(R7) 95%	人事課
	女性の育児休業または育児参加のための 休暇の取得率	(R2) 100%	(R7) 100%	人事課
	1号認定子ども（※1） 量の見込み（実人数/年） 量の確保	(R2 実績) 213人 285人	(R6) 148人 280人	子育て支援課
	2号認定子ども（※2）・3号認定子ども（※3） 量の見込み（実人数/年） 量の確保	(R2 実績) 1,977人 1,845人	(R6) 1,588人 1,865人	子育て支援課
	延長保育事業 量の見込み（実人数/年） 量の確保	(R2 実績) 626人 626人	(R6) 853人 853人	子育て支援課
	病児・病後児保育 量の見込み（延べ日数/年） 量の確保	(R2 実績) 17日 17日	(R6) 173日 173日	子育て支援課
	一時預かり事業（幼稚園在園者対象） 量の見込み（延べ利用人数/年） 量の確保	(R2 実績) 12,259人日 12,259人日	(R6) 9,620人日 9,620人日	子育て支援課
	一時預かり事業（在園児対応型以外） 量の見込み（延べ利用人数/年） 量の確保	(R2 実績) 920人日 920人日	(R6) 745人日 745人日	子育て支援課
	子育て短期支援事業 量の見込み（延べ日数/年） 量の確保	(R2 実績) 3日 2か所	(R6) 38日 2か所	子育て支援課
	放課後児童クラブ 量の見込み（実人数/年） 量の確保	(R2 実績) 820人 875人	(R6) 799人 925人	子育て支援課
	地域子育て支援拠点事業 量の見込み（延べ利用人数/年） 量の確保	(R2 実績) 17,565人日 4か所	(R6) 23,904人日 4か所	子育て支援課
	家族経営協定締結の農家数（※4）	8	10	農林振興課

※ 子育て支援課担当分の数値：令和2年度～令和6年度 「浜田市子ども・子育て支援事業計画」より

（※1）3～5歳、幼児期の学校教育のみ（幼稚園、認定こども園）の認定を受けた子ども

（※2）3～5歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園）の認定を受けた子ども

（※3）0～2歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の認定を受けた子ども

（※4）家庭農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

審議会等への女性の参画率

広域の審議会を除く 審議会等	31	うち女性 委員のいる 審議会数	24	委員総数 (人)	462	うち女性 の委員数 (人)	128	女性の 割合 (%)	27.7
広域の審議会 (No2.3)	2		2		102		44		43.1

No.	審議会名	設置根拠	委員数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性の割合 (%)
1	市町村防災会議(会長である市町村長を含む場合)	災害対策基本法第16条 浜田市防災会議条例	14	6	42.9
2	介護認定審査会	介護保険法第14条	78	37	47.4
3	浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会	介護保険法第14条	24	7	29.2
4	浜田市行政不服審査会	行政不服審査法第81条第1項 浜田市行政不服審査会条例	5	1	20.0
5	浜田市行財政改革推進委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	18	5	27.8
6	浜田市指定管理者選定委員会	浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例	6	0	0.0
7	公務災害補償等認定委員会	浜田市議会の議員その他非常勤職員 の公務災害補償等に関する条例	5	0	0.0
8	浜田市地域協議会	浜田市協働のまちづくり推進条例	75	24	32.0
9	浜田市総合振興計画審議会	浜田市総合振興計画審議会条例	25	12	48.0
10	浜田市男女共同参画推進委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	9	5	55.6
11	浜田市民生委員推薦会	民生委員法第5条	14	6	42.9
12	浜田市障害者等介護給付費等審査会	浜田市障害者等介護給付費等審査会 条例	12	4	33.3
13	浜田市障がい者差別解消推進委員会	浜田市障がいのある人もない人も共に 生きることができるまちづくり条例	10	3	30.0
14	浜田市保健医療福祉協議会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	20	5	25.0
15	浜田市予防接種健康被害調査委員会	浜田市予防接種健康被害調査委員 会委員設置条例	5	1	20.0

No.	審議会名	設置根拠	委員数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性の割合 (%)
16	浜田市要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第 25 条の 2	20	7	35.0
17	浜田市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第 11 条	17	5	29.4
18	浜田市環境審議会	環境基本法第 44 条	19	1	5.3
19	浜田市環境清掃対策審議会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	10	7	70.0
20	浜田市都市計画審議会	都市計画法第 77 条の 2	17	0	0.0
21	浜田市景観審議会	景観法、浜田市景観条例	11	3	27.3
22	浜田市教育支援委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	14	9	64.3
23	浜田市学校給食審議会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	13	6	46.2
24	浜田市奨学金審査委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	5	0	0.0
25	浜田市いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法 浜田市いじめ防止対策推進条例	5	2	40.0
26	浜田市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法 浜田市いじめ防止対策推進条例	17	5	29.4
27	浜田市図書館協議会	図書館法第 14 条	10	2	20.0
28	浜田市文化財審議会	文化財保護法第 190 条	11	0	0.0
29	浜田市美術品等収集委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	6	0	0.0
30	浜田市資料館運営協議会	浜田市資料館運営協議会条例	8	0	0.0
31	浜田市社会教育委員	社会教育法第 15 条	13	5	38.5
32	浜田市水道事業審議会	浜田市水道事業審議会条例	15	3	20.0
33	浜田市ひゃこるネットみすみ放送 番組審議会	放送法第 82 条 浜田市ケーブルテレビ施設条例第 11 条	7	3	42.9

※ 進捗管理(年次報告)における審議会等への女性の参画率については、毎年県(毎年 4 月 1 日時点)へ報告をする審議会等と整合性を図ります。(ただし、年度末までに委員数の変更があった審議会については、直近の数値とします。)

6 計画の進捗管理

本計画の進捗は、浜田市男女共同参画推進連絡会議において年次報告書により、施策の実施状況、課題等から年度ごとに施策の推進について検証を行います。

また、数値目標を掲げ、目標への達成度を明確にします。

浜田市男女共同参画推進連絡会議での検証を踏まえ、浜田市男女共同参画推進委員会において調査・審議し、評価します。

資料編

- 1 国・県・浜田市の主な取組
- 2 推進委員会
- 3 関係法令
- 4 用語解説

1 国・県・浜田市の主な取組

【国の主な取組】

- ① 「男女共同参画社会基本法」が施行及び「男女共同参画基本計画」の策定
平成 11 (1999) 年に、男女共同参画社会の実現を促進するため、「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12 年 (2000 年) 12 月、これに基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ② 「第 2 次男女共同参画基本計画」の策定
平成 17 (2005) 年、改正された男女雇用機会均等法等の推進が盛り込まれた「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ③ 「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定
平成 22 (2010) 年に、第 3 次男女共同参画基本計画が策定され、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション (積極的改善措置) を始めとする様々な取組を進めました。
- ④ 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の改正と施行
平成 16 (2004) 年 5 月の DV 防止法の第一次改正、平成 19 (2007) 年 7 月には第二次改正、平成 25 (2013) 年 7 月には第三次改正が行われ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用されることとなり、法律名は「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」(「配偶者暴力防止法」) と改められ、平成 26 (2014) 年 1 月に施行されました。
- ⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) の公布
平成 27 (2015) 年、指導的地位への女性の参画促進に向けて、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられました。
- ⑥ 「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定
平成 27 (2015) 年に策定されている第 4 次男女共同参画基本計画では、あらゆる分野における女性の活躍の施策として、男性の働き方の見直しや、積極的な女性の登用のための取組が強調されました。
- ⑦ 「女性活躍推進法」の改正
令和元 (2019) 年に改正された女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の数値目標設定の仕方や、女性活躍推進に関する情報公表の強化等が変更となりました。

- ⑧ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行
平成 30 (2018) 年、男女を問わず、立候補や議員活動がしやすい環境整備のための取組が定められました。
- ⑨ S D G s 達成に向けた取組
平成 27 (2015) 年、国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 の持続可能な開発目標国際目標が定められました。
- ⑩ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の作成
令和 2 (2020) 年、女性の視点に立った防災・復興の重要性についての理解を促進し、地域の災害対応力強化に取り組むガイドラインが作成されました。
- ⑪ 「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定
令和 2 (2020) 年に策定された、第 5 次男女共同参画基本計画の策定では、「すべての女性が輝く令和の社会へ～」の実現に向け、地域における男女共同参画の積極的な取組が示されました。

【県の主な取組】

- ① 「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン 21）」の策定と「島根県男女共同参画推進条例」を制定
豊かで活力ある県土を築いていくため、平成 13 (2001) 年 2 月に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン 21）」を、平成 14 (2002) 年 4 月には「島根県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を目指しての環境づくりを進めてきました。
- ② 「島根県男女共同参画計画 改定計画（しまねパートナープラン 21）」策定と「第 2 次島根県男女共同参画計画」の策定
平成 18 (2006) 年 3 月に「島根県男女共同参画計画 改定計画」を、平成 23 (2011) 年 5 月には、「第 2 次島根県男女共同参画計画」（計画期間：平成 23 (2011) 年度～平成 27 (2015) 年度）が策定されました。
- ③ 「島根県 D V 対策基本計画」の策定
平成 17 (2005) 年 7 月、D V 防止法（平成 13 (2001) 年制定）により D V は重大な人権侵害であると明確に位置付けられたことを踏まえ、県では D V 対策を重点課題と位置付け、施策を明らかにされました。
- ④ 「島根県 D V 対策基本計画（第 1 次改定版）」と「島根県 D V 対策基本計画（第 2

次改定版)の策定

DV防止法が改正(平成19(2007)年7月)されたことを受けて、平成20(2008)年3月に「島根県DV対策基本計画(第1次改定版)」を策定し、平成23(2011)年度には、それまでの現状、課題や今後の取り組むべき施策を明らかにした「島根県DV対策基本計画(第2次改定版)」が策定されました。

⑤ 「第3次島根県男女共同参画計画」の策定

平成28(2016)年、ワーク・ライフ・バランスの推進や「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、女性が男性とともに個性や能力を発揮し、いきいきと活躍できる環境の整備を柱とした「第3次島根県男女共同参画計画」が策定されました。また、令和3(2021)年3月には新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画期間を1年延長し、令和3年度末までとされました。

⑥ 「島根県DV対策基本計画(第3次改定版)」の策定

平成28(2016)年、DV防止法の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、今後必要なDV対策の基本的方向と具体策を示すために「島根県DV対策基本計画(第3次改訂版)」が策定されました。

⑦ 「しまね働く女性きらめき応援会議」の設置

平成28(2016)年10月に、女性が個性や能力を十分に発揮し、働き続けやすい職場環境の整備を加速化させるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第23条第1項に基づく協議会として、「しまね働く女性きらめき応援会議」を設置されました。

⑧ 「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」を実施

令和元(2019)年度に、今後の男女共同参画施策をより一層充実させるための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査が実施されました。

⑨ 「企業向けアンケート」を実施

令和元(2019)年度に、今後の女性活躍に向けた施策をより一層充実させるため、企業における女性活躍の現状を把握することを目的として、経営者向けと社員向けの2種類のアンケート調査が実施されました。

⑩ 「島根県DV対策基本計画(第4次改定版)」の策定

令和3(2021)年、第3次計画の取組を評価・総括するとともに課題を整理し、DV防止法の改正や国の取組の方向性を踏まえ、今後県が目指すべき方向性と具体策を示すため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の計画期間とする「島根県DV対策基本計画(第4次改訂版)」が策定されました。

⑪ 「第4次島根県男女共同参画計画」の策定

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を期間とする計画を、第3次計画の掲げる姿を継承しつつ、新しい視点や施策の方向性を踏まえ、令和4(2022)年3月に策定されます。

【浜田市の主な取組】

① 「浜田市男女共同参画推進条例」の施行

平成17(2005)年10月1日の市町村合併に伴い、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し「浜田市男女共同参画推進条例」を施行しました。

② 「浜田市男女共同参画推進計画」の策定

平成19(2007)年2月、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「浜田市男女共同参画推進計画」を策定しました。

③ 「浜田市男女共同参画推進計画(第2次)ー浜田市DV対策基本計画ー」の策定

平成23(2011)年3月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を踏まえた「浜田市男女共同参画推進計画(第2次)ー浜田市DV対策基本計画ー」を策定し、男女共同参画やDV対応について広報・啓発活動に取り組んできました。

④ 「浜田市男女共同参画推進計画(第3次)ー浜田市DV対策基本計画ー」の策定

平成28(2016)年3月、「女性活躍推進法」を踏まえた「浜田市男女共同参画推進計画(第3次)ー浜田市DV対策基本計画ー」を策定しました。「個人の尊厳の確立」「社会制度・慣行の見直しと意識改革」「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」「家庭・職場・地域における男女共同参画の推進」「国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進」を基本目標とし、男女共同参画社会の実現が一層高まるよう取り組んできました。

⑤ 「男女共同参画に関する意識・実態調査」の実施

令和2(2020)年12月、男女の役割や男女の地位の平等感、女性の人権、女性の社会参画等について実態を把握し、次期計画の基礎資料とすることを目的とし、18歳以上の市民を対象に実施しました。

⑥ 「浜田市男女共同参画推進計画(第4次)」の策定

国の第5次男女共同参画基本計画や、県の第4次男女共同参画の骨子を踏まえ、第3次の課題や現状をもとに、新たな目標を掲げて策定しました。

2 推進委員会

【策定経過】

令和2年	令和2年度 第1回 浜田市男女共同参画推進委員会開催 男女共同参画に関する市民の意識・実態調査 素案 審議
令和2年12月	男女共同参画に関する市民の意識・実態調査実施
令和3年9月13日	第1回浜田市男女共同参画推進委員会開催 諮問 市民の意識・実態調査の結果報告 推進計画 素案 検討依頼
令和3年10月21日	第2回浜田市男女共同参画推進委員会開催 推進計画 素案 検討
令和3年11月24日	第3回浜田市男女共同参画推進委員会開催 推進計画（答申案）最終検討
令和4年3月1日	答申

【浜田市男女共同参画推進委員会委員名簿】

選出区分	所属等	氏名
識見者	浜田商工会議所副会頭	◎ 福濱 秀利
〃	石央商工会事務局長	山川 俊二
〃	社会教育委員	長元 為利(令和3年度～)
〃	島根県立大学准教授	小林 明子
各種団体から推薦された者	浜田人権擁護委員協議会委員	村井 勉
〃	石見ゆる女子会	藤井 悠記子
〃	浜田女性ネットワーク会員	○ 鎌原 ヤシエ
その他市長が必要と認める者	一般公募委員	佐々木 富士子
〃	一般公募委員	植田 由香理

◎ 会長 ○ 副会長

人 同 第 49 号
令和 3 年 9 月 13 日

浜田市男女共同参画推進委員会 会長 様

浜田市長 久保田 章市
(人権同和教育啓発センター)

浜田市男女共同参画の推進に関する計画について (諮問)

浜田市男女共同参画の推進に関する計画を策定するにあたり、貴委員会の意見を求めたく諮問いたします。

令和 4 年 3 月 1 日

浜田市長 久保田 章市 様

浜田市男女共同参画推進委員会
会長 福濱 秀利

浜田市男女共同参画の推進に関する計画について（答申）

令和 3 年 9 月 13 日付け人同第 49 号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり浜田市男女共同参画推進計画（第 4 次）（案）としてまとめたので、ここに答申いたします。

3 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、

社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は

財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策

定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通

じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、

厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（令元法二四・追加）

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当

するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十五条線下）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十六条線下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うも

のとする。

(令元法二四・旧第二十二條繰下)

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三條繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四條繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五條繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八條第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六條繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日

二 第二条の規定公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のため

に必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファク

シミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合

について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しな

なければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第

二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。
(平一六法六四・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

島根県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日公布

島根県条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条－第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条－第21条）

第4章 島根県男女共同参画審議会（第22条－第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章

総則(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会

についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- 3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。

- 4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。

- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共

同参画の推進に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント
- 三 男女間における暴力的行為

(被害者の保護等)

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者(以下この条において「被害者」という。)に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者(次号において「加害者」という。)に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- 二 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定に

より男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育）

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

（農山漁村における男女共同参画の推進）

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

（調査研究）

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（苦情の処理等）

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

（年次報告）

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状

況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務
- 四 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げるものについては、4名以内とする。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 公募に応じた者
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、知事が任命する。
- 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

- 3 島根県立女性総合センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立男女共同参画センター条例

- 第1条及び第2条中「島根県立女性総合センター」を「島根県立男女共同参画センター」に改める。

浜田市男女共同参画推進条例

平成 17 年 10 月 1 日

浜田市条例第 32 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条—第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が展開されてきたが、なお一層の努力が必要とされ、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会にとっての最重要課題と位置付けられている。

浜田市においても、国際社会や国、県の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきたが、社会のあらゆる分野において、性別による固定的かつ差別的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが強く残っており、男女平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行を始めとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、市民一人一人が生き生きと輝く、豊かで活力あるまちを築くためには、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性を能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選ぶことができる社会を実現することが、緊要な課題である。

ここに、浜田市は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行うものをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として市又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機関に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進する施策の実施に当たっては、国、県、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

4 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活

における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) 男女間における暴力的行為

(被害者の保護)

第8条 市は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、関係機関と連携を図りながら、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第10条 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を広く反映させるよう努めるとともに、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、その策定し、及び実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第12条 市は、学校教育及び社会教育並びに保育所保育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の策定及び実施に努めるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理等)

第 14 条 市長は、市が策定し、及び実施する施策に関する、男女共同参画についての市民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく処理に当たっては、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画を阻害する行為についての市民又は事業者の相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(調査研究)

第 16 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第 17 条 市長は、施策の総合的な推進に資するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第 4 章 雑則

(その他)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

4 用語解説

【浜田市男女共同参画推進計画（第4次） 用語解説】

行	用語	解説
カ 行	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
サ 行	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
	持続可能な開発のための2030アジェンダ (持続可能な開発目標：SDGs)	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

行	用語	解説
タ 行	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本法を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 (1999) 年に公布、施行された。
	ドメスティック・バイオレンス	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。</p> <p>ここで、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。</p> <p>一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。</p>
マ 行	無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
ワ 行	ワーク・ライフ・バランス	だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。多様な働き方や生き方が選択でき、健康で豊かな生活を送ることができる。

【引用文献】

- ・内閣府第 5 次男女共同参画基本計画
- ・内閣府男女共同参画局 「男女共同参画関係用語」(平成 28 年 8 月更新)
- ・第 3 次島根県男女共同参画推進計画

浜田市男女共同参画推進計画（第4次）

〒697-8501 浜田市殿町1番地

浜田市地域政策部人権同和教育啓発センター

TEL(0855)25-9160 FAX(0855)23-0210

浜田市健康福祉部子育て支援課

TEL(0855)25-9331 FAX(0855)23-3428